

電子納品について

農林水産部における電子納品の運用

- 「業務委託」・・・平成20年 4月より運用開始。
- 「工事請負」・・・平成21年 4月より運用開始。

電子納品について

農林水産部の工事における電子納品の移行（案）

金額区分	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度以降
高	電子納品運用 ガイドライン (案) 【工事編】 の作成	運用開始 (暫定措置あり)	全面運用	全面運用	全面運用	全面運用
↑						
↓		「一般競争入札」に 付する工事を対象				
低						
実施状況をみて判断						

当面、「工事写真」から運用開始 → 「工事写真」のほか、他の項目追加を検討

- 運用開始 (暫定措置あり)**
 - ・受注者が対応できない場合は、電子納品を義務付けしない。(監督職員の承諾による。)
 - ・電子納品を実施した工事（**一般競争入札**）の成績評定加点。
- 全面運用**
 - ・原則として、対象となる全ての工事について電子納品を義務付けする。(工事内容によって対象としないこともある。)

注) ・工事内容によって納品データの対象項目は異なる。
 ・工事内容によっては電子納品の対象としないこともある。
 ・本スケジュールは、今後の実施状況により見直しを行う。